

生活安全領域

【領域別編 生活安全領域】

I 学校における生活安全

- 1 生活安全のねらい…………… 83
- 2 生活安全の構造…………… 84

II 学校における生活安全教育の視点

- 1 関連する教科等における生活安全学習…………… 85
- 2 生活安全指導…………… 89
 - (コラム)遊びをとおした防犯指導例…………… 92
 - (コラム)「入りやすく見えにくい場所」が危ない…………… 92

III 生活安全管理

- 1 学校生活の安全管理…………… 93
- 2 学校環境の安全管理…………… 96
 - (コラム)事故発生の要因と未然防止…………… 103
- 3 防犯(不審者侵入防止)に関する安全管理…………… 105
- 4 登下校時の安全管理…………… 109

IV 生活安全領域における組織活動

- 1 教職員研修の充実…………… 111
- 2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携…………… 112

Ⅰ 学校における生活安全

1 生活安全のねらい

生活安全（防犯含む、以下同じ）は児童生徒等を取りまく全ての生活を対象としており、日常生活で起こりうる事件・事故の内容や発生原因、被害防止と安全確保の方法について理解し、児童生徒等自らが安全な行動をとる能力を身に付けるための取組を進めることが大切である。

また、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても取り扱う必要がある。

生活安全は

(1) 日常生活における事件・事故や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め適切な判断に基づく意思決定や行動選択ができる。

・・・・・・・・わかる

(2) 日常生活の中に潜在する様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、危険な環境を改善することができる。

・・・・・・・・助かる

(3) 自他の生命の尊重と、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に貢献できる。

・・・・・・・・みんなで助かる

の3点をねらいとしている。

学校での日々の生活において教職員が身の回りの危険に対して敏感になることが、児童生徒等の安全に対する意識の高まりに大きく影響を与え、事故の未然防止につながると考えられる。

防犯については、学校に不審者の侵入があった場合の児童生徒等及び教職員の行動を確立しておくことが重要であるとともに、登下校中、在宅時に犯罪に巻き込まれないための行動も身に付けさせる必要がある。過去の学校への不審者侵入事件を教訓として、各校での対応は危険等発生時対処要領をとおして共通認識が図られている。しかし、年度初めの人事異動等による役割の変更や各校独自の不審者侵入時の対応行動、侵入を未然に防ぐための対策等、訓練や検証をとおして確認し、より実効性のあるものにする必要がある。

生活安全教育は日常生活におけるきめ細かな指導が大切であり、課題に対して一つ一つ丁寧に改善、指導することが大切である。

2 生活安全の構造

生活安全の構造は、図 10 のとおりである。

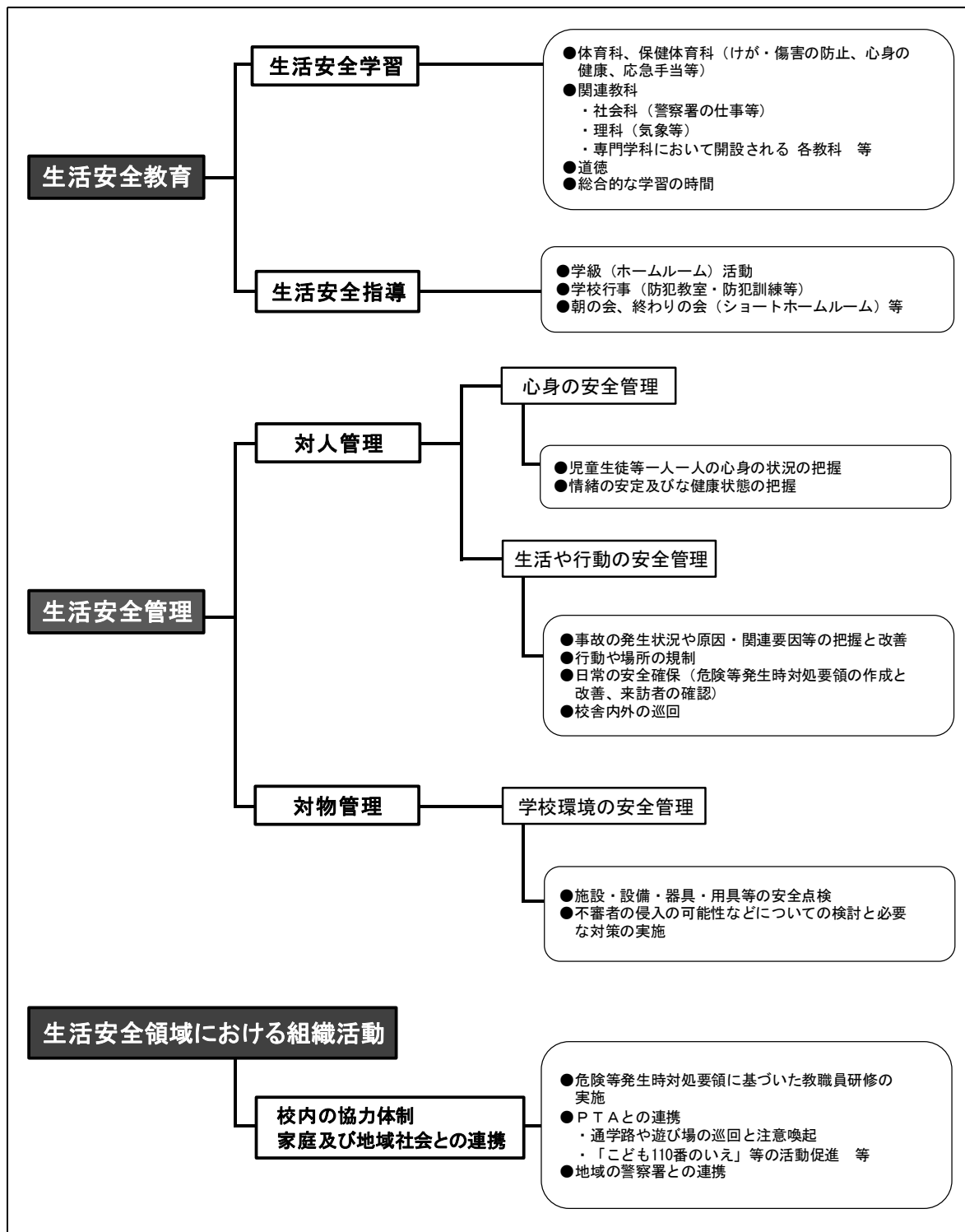


図 10<生活安全の構造図>